

時範記 承德三年夏

平時範の日記『時範記』は、筆者の極官が右大弁であったところから、『平右記』・『右御記』・『右大記』などとも呼ばれている。これらの呼称は、各種の部類記等に引用されていることによって知られているのであるが、その引用されている年次の広がりからみても『時範記』がもとはかなりの量の日記であったことが窺える。しかしながら、現存する『時範記』は僅かな残闕記事が集められたものに過ぎず、ある程度まとまった形の伝本の存在は殆ど知られていなかった。その中で、先年書陵部蔵旧九条家本の内より鎌倉初期の書写にかかると『時範記』（承德三年春）一巻が発見され、本紀要第十四号及び第十七号において、早川庄八氏により紹介されている。ここに紹介する『時範記』は、東山御文庫に『源基綱朝臣記』という書名で所蔵されている一本で、その内容は承德三年夏の日記である。本書自体は新たに発見されたものではないが、先頃内容を調査した結果、後述の理由により『時範記』であることが判明したものである。

本書は美濃判仮綴の冊子本で、十四紙（そのうち墨付十三紙）よりな

り、渋引布目表紙が付されている。本文は江戸期の書写にかかり、表紙には桜町天皇の宸筆になる「承德三年夏 三木左大弁源基綱朝臣記」との外題が記されている。

次に本書を『時範記』と判定した理由について触れておく。

本書が承德三年夏の日記であることは、月の大小及び日付の干支等により間違いなく、また、筆者の活動からみて、弁官が記した日記であることも容易に推察される。源基綱はこの時期参議左大弁であったから、その点は差しつかえない。ところが本書の筆者は殆ど毎日のように大殿（藤原師実）・殿（同師通）・宮（中宮篤子内親王）のもとに参じており、これを基綱の行動とみることはいささか疑問に思われた。本文内容から判断して、筆者は撰閔家及び中宮に近侍している人物と考えざるを得なかったからである。しかも本書四月十六日条には「今日依所勞不出仕、左大弁参着云々」とあって、本書の筆者が左大弁（基綱）以外の人物であることを示している。そこで『後二条師通記』と照合してみると、本書四月七日条に「参大殿（中略）為御使参殿」とあり、『師通記』

同日条に「左少弁時範為殿御使申云」と見える。また、本書四月十九日条には「被定御賀茂詣事、下官為執筆」とあり、『師通記』同日条に「有賀茂詣定事、執筆左少弁時範」と見え、本書の筆者が平時範であることは確実なものとなった。時範は撰閑家の家司であり、この時中宮大進をも兼任していたから、本書の筆者がしばしば中宮のもとに参じていることについても、これで理解できる。しかも、九条家本『時範記』によれば、この年の二月に任国因幡に下向した時範は、同三月二十七日に国府を出立し、同二十九日、播磨国平野まで進んできている。本書巻頭の記事が、四月一日魚津到着、同三日夜入京、というところから始まっているのは、まさに時範が因幡から都に帰りつつある道程を示すものであったわけである。また、大日本史料に『時範記』として収載されている『元亨二年具注曆裏書』とも照合してみると、同書において本書の年紀に相当する期間には、五月二十二日条のみが抄録されているに過ぎないが、両者の記事は完全に一致する。

以上により、本書を『時範記』とみることに關しては問題はないものと思われる。本書の特色は、その所収年次が先の九条家本に接続する期間で、これにより、当時因幡守を兼官していた時範の任国下向の旅はその全行程が明らかとなる。しかしそれ以上に本書の内容で注目されるのは、関白藤原師通の死去に關する記事であろう。師通が病死するのは承徳三年六月二十八日のことで、この時期は『中右記』・『長秋記』が目錄を存するばかりで本文を欠いていることから、師通の死についての具体

的な状況は全く不明であったが、本書により、師通の罹病から死に至る経過は、その大要を知ることができるのである。

最後に、本書に『源基綱朝臣記』という書名が記されていたことについて若干考えておきたい。本書の巻頭が山陽道を都に向かう旅の記事で始まっていることは前述の如くである。本書が『源基綱朝臣記』とされるからには、この旅をしている人物が基綱であると考えられたことになる。そこに関連づけられるものとしては、基綱の父大納言経信が大宰権帥となり任地において死去したことがあげられる。経信の死は永長二年（承徳元年）閏正月六日のことであるが、経信重病の報が都にもたらされたのは同月二十三日で、この日基綱は暇を請い、鎮西に下向せんことを願ひ出ている（『中右記』同日条）。一方、基綱の弟で歌人として名高い俊頼はこの時経信とともに大宰府にあり、その家集『散木奇歌集』に、父経信の死を悼みつつ大宰府より帰洛してくる様を詠じている。『散木奇歌集』には年次の記載はなされていないが、この俊頼の悲歎の旅は後世までもよく知られるところであった。逆に言えば、この『散木奇歌集』が広く知られていたため、承徳三年頃に弁官で西国に旅する可能性のあった人物として、基綱が本書の筆者に結びつけられたとは考えられないであろうか。

凡例

一、翻刻に際しては、書陵部所蔵のマイクロフィルムからの写真版を用いた。

一、使用漢字は原則的に原本のままとしたが、一部異体字は正字に置き換えた。

一、編者の加えた註のうち、校訂註に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名その他の説明註には（ ）を附した。

一、便宜句点をうち、改丁は「」で示した。

(宮崎康充)

(表紙外題)

「承德三年 夏

三木左大弁源基綱朝臣記」

承德三年 夏 改康和元

四月

一日、癸酉、今日降雨、辰剋出宿、未剋着魚津、

二日、戊申、早且出宿、申斜宿生田社邊、入夜少雨、頃之又晴、

三日、乙亥、早且進發、入夜入洛、先參關白殿、次參大殿、今日

於齋院有和謔御遊、兩閣參御云々、

四日、丙子、今日不出仕、

或人來告云、申剋許女御殿傷胎給、懷妊之後六ヶ月也、

五日、丁丑、午剋參大殿、次參殿、次參鳥羽殿、入夜歸了、

六日、戊寅、今日於院被供養尊勝陀羅尼、始自公卿至于下部調獻

之、請僧廿口、僧正隆明爲導師、是則依世間不閑御祈也、大

殿・關白殿參御、下官不參、依禊祭行事也、入夜參大殿、次

參宮、次參殿上、

七日、己卯、已剋着束帶參大殿、午剋新大納言・左大將・二位中

納言被參、次出御、有御賀茂詣定、下官爲執筆、其儀見去年

記、定了、爲御」使參殿、晚頭歸了、

八日、庚辰、早且參大殿、次參殿、申剋參宮、依御灌佛也、酉剋

內御方御灌佛了、所司持參山形、御裝束了、右大將・二位中

納言・右衛門督・大宮權大夫・新宰相中將參上、御灌佛儀如

恒、入夜退出、

九日、辛巳、早且參大殿、午剋參殿、束帶、未剋新大納言・左大將

・二位中納言參上、殿下出御、被定御賀茂詣事、下官爲執筆、

其儀如恒、定了、依仰參大殿覽定文、申剋參齋院、先是新大

納言被參着客殿座、下官着、祐俊宿禰先在座、院司參上、盃

酌之後被定出車・出馬事、下官書之、事了上卿退出、直被參

內、下官參內、上卿被着陣座、宰相不參、外記進例文并硯、

次下官依上命着宰相座、定申御禊前駐・次第使等、定了覽上

卿、々々以外記有清被内覽、是則秉燭之後也、有清未歸參以

前、(藤原宗忠)頭辨奉勅仰下除目事、下官依上仰着宰相座書之、其儀先

被下申文等、隨上卿仰書之、除目四枚、史并山城介一枚、勘解由長官一枚、依公卿兼官書別格、修理宮城使二

枚、已上可賜式部、兵庫助一枚、可賜兵部、「(アキマ)被下申文等、隨上卿仰書之、除目四枚、已上書五枚、除目各、太政官計

奏、被下申文等、隨上卿仰書之、除目四枚、已上書五枚、除目各、太政官計

奏、被下申文等、隨上卿仰書之、除目四枚、已上書五枚、除目各、太政官計

奏、被下申文等、隨上卿仰書之、除目四枚、已上書五枚、除目各、太政官計

被奏前駈定文如例、

左少史紀盛言轉任

勘解由長官源基綱

修理左宮城使源能俊

十日、壬午、午剋參大殿、次參殿、

十一日、癸未、今日天晴、午時參殿、次參院、

十二日、甲申、早且參大殿、午剋參内、未剋向松尾社、申剋着社

頭、掌侍仲子防州、參上、祭奠之儀如例、事了歸洛、其次詣平

野社奉幣、次歸了、公家被立平野使、(藤原)若狹守敦兼

十三日、乙酉、早且參大殿、申定御賀茂詣舞人事、午後參高倉殿、

次參内、候宮御方、

十四日、丙戌、午後參殿、晚頭退出、

十五日、丁亥、早且參大殿、申剋參殿、入夜參宮、

十六日、戊子、今日依所勞不出仕、(源基綱)左大辨着座云々、

十七日、己丑、今日不出仕、

十八日、庚寅、今日不出仕、

十九日、辛卯、早且參大殿、次參結政、先是左大辨・左中辨・右

中辨被參着、未剋右大將被參、有政、申文之儀如例、有出立、

被着南所、事了退出、下官觸大辨留着造宮行事所、頃之民部

卿・源宰相中將(國信)今日被奉之、被參着、下官着座、上宣令勘行事所始日

時、下知史廣親、申上日時、即被下、々官結申起座、下左大

史祐俊宿禰、任件日時令始作事、兼令成宣旨一枚、官厨家儲

饌、盃酌之後上卿以下起座、巡檢退出、次下官參殿、次參大

殿、次參内宿侍、自去夕宮不例御也、

廿日、壬辰、已剋退出、參大殿、次參關白殿、申剋歸參宮、今夕

宿侍、今日被仰殿御前事了、

廿一日、癸巳、早且參兩殿、沙汰雜事、申剋歸參宮宿、

廿二日、甲午、早且於宮被行御卜、依御惱也、奏事日之後退出、

參大殿、已剋參齋院、依爲行事也、大殿參御、申剋關白殿令

參給、先是上卿新大納言・宰相新宰相被着客殿座、走孺等渡客殿前、頃之出御、下官率上官渡大路如恒、行列次第如例、

左衛門佐代周防守孝清
尉藤原定遠 右衛門權佐俊信
尉藤原親定 左兵衛佐顯重
尉藤原貞平 次第使左馬助兼信
尉中原季兼 右馬允平實範 藏人所前駈難色家重
尉中原季兼 國盛

本院宮主有故障、仍用代官、津守廣重

御禊之儀如例、

廿三日、乙未、今日參兩殿、沙汰御物詣事、

廿四日、丙申、今日有御賀茂詣事、天晴、今日大殿・關白殿有御

賀茂詣事、仍早且大殿渡御於關白殿三條殿、兼日奉仕御裝束、

其儀見于去年記、午剋中宮大夫・新大納言・左大將・二位中

納言・左兵衛督・宰相源中將・左大辨參上、兩閣出御、次被

渡兩方御幣・神寶、次舞人（兼力）尻渡、次出御、大殿前駈諸大夫

廿人、殿上人十人、地下君達四人也、檢非違使左衛門尉宮道

式賢候御後、次關白殿、前駈如例、右中辨有信朝臣・少納言（藤原）

懷季・左大史祐俊・大外記信俊等奉仕御前、檢非違使左衛門

尉高階盛業祇候、未剋着御下社御禊幄、陰陽博士泰長奉仕御

祓、御禊之儀如例、次入御社頭、大殿令着幣殿給、本社立案、

五位大夫等運置御幣・神財等、前安藝守有俊朝臣取金銀御幣

傳獻大殿、御拜之後給御幣於禰宜惟季、社司等運納神寶、次祝伊房參上、申返祝戸（マ）、次給社司以下祿、次大殿令着右殿

給、次關白殿令着幣殿給、令獻神寶給儀同大殿、但右中辨有信朝臣獻金銀幣、返祝之後給社司祿、次令着右殿給、次舞人

廻御馬三匹、神馬在前、次東遊、此間社司供神酒并獻奏、申

剋事了出御、令着馬場屋給、次舞人馳御馬、次令立給、申斜

着御上社御禊幄、御杖之儀如例、事了入御社頭、奉幣儀同下

社、東遊之間內藏寮羞饌、社司供神酒儀如例、事了賜舞人・

陪從祿、酉剋着御馬場幄、賜殿下御前祿、次舞人馳御馬、次

還御、下官依所勞自上社歸洛、仍不扈從、

舞人

左

府生公利（奏） 敦重（下毛野） 武忠（下毛野） 番長公種（奏） 助久（下毛野） 敦清（下毛野）

右

將曹兼方（奏） 府生行利（奏） 厚時（下毛野） 忠久（下毛野）

御琴持（下毛野） 行高（攝幣） 宗貞

祿法

廿五日、丁酉、祭也、巳剋參齋院、先是大（行カ）大殿令參給、申剋上

卿新大納言・宰相國信卿・下官以下着客」殿、走孺等渡客殿、使々不參、頃之寄御輿、此間禊祭上卿以下相率退出前行、次禊祭上卿・宰相烈見辻立定車、次下官率上官列車而渡、於萬里小路邊見物、次檢非違使渡、次使々如例、王輿未渡以前、々行向河原幄、勸盃之後參鳥居外屋、次齋王着御祭服、移腰輿入御社頭、次下官直向神館了、

內藏寮使助行仲 近衛府使右少將源家定

馬寮左權頭 中宮使亮高顯通朝臣

山城介盛親 次第使左馬助兼信

行列使右馬允平資範

廿六日、戊早旦參齋王御所、自去夕不例御云々、午剋大殿令參給、申剋使々參上、給祿退出、先是關白殿參御、近衛府使參上、先着幄床子、次起座、東遊、給祿退出、次行事辨以下賜祿退出、次寄御車、下官於栢杜扣車、頃之渡大路、申斜參紫野院、齋王還御、前庭敷使以下座、一如恒例、近衛府・馬寮使着座、長官傳喚、垣下侍臣遞以勸「盃、二獻之後、近衛府使起座、立於屏下令舞求子、三獻之後、賜使以下祿、次兩殿出御、下官歸了、入夜參中宮宿侍、

廿七日、己亥今日候宮、依不例御也、今夕宿侍、廿八日、庚子早旦退出、參大殿、頃之退出、申剋着束帶參內、季御讀經始也、入夜事了、立南殿行香、次宮御方被始大般若御讀經・仁王講、此間心神乖例相扶祇候、事了歸了、廿九日、辛丑所惱不發、

卅日、壬寅所惱發、

五月

一日、癸卯所惱不發、

二日、甲辰所惱發、

三日、乙巳所惱不發、

四日、丙午所惱發、

六日、申戊今日公家被發遣廿二社奉幣使、依天下病事也、今日所惱發、今日內新圖五大力尊像、寫金泥仁王經一部、嘔權大

僧都隆禪令開講之、講演之間所惱雖有發動之氣、依講經之力忽以解散、今日以後不發、

九日、辛亥今日公家於南殿被行如法仁王會、依天下病患也、

十二日、甲寅今日公家於南殿、以六十口僧被行大般若御讀經、

限以七日云々、

十八日、庚申 今日始以沐浴、

廿四日、丙寅 今日取勝講始也、今夕參南殿、

廿八日、庚午 今日取勝講終也、有僧綱召、又被下阿闍梨宣旨云々、

權律師永觀三會已講 齋尊二會已講

行勝公家御修
法勞

被下阿闍梨五人宣旨云々、

今日於東大寺有千僧御讀經、依疾疫也、右中辨有信朝臣行之

云々、

六月

三日、戊甲 今日參兩殿、次參內、參宮御方、

四日、乙亥 不出仕、

五日、丙子 今日始參結政、次參內裏、

六日、丁丑 今日早且參大殿、次參大殿(符カ)、次參內、

八日、己卯 早且參殿、次參大殿、次參內、

九日、庚辰 已剋參大殿、次參內裏、午後民部「卿被參、巡檢之

後被退出、

十日、辛巳 早且參殿、午後退出、參內、此一兩日宮有御風氣、

十一日、壬午 早且參大殿、次參宮、申剋退出、入夜參神祇官、

大皇太后宮(大)權大夫(兼原季也)被參會、宰相不參、仍上卿一人可行由、豫

以被仰下、亥一剋供神座、上卿取手巾篋、下官并少納言(兼原)家俊

昇坂枕、中務官人・內舍人・大舍人等昇神座、次掃部官人供

神座、次上卿以下復座、次供夕膳、子一剋撤神膳、丑一剋供

曉膳、寅一剋撤神膳、次上卿以下率參、撤神座、事了退出、

十二日、癸未 辰剋參大殿、次參院、去夕有御霍亂事之故也、未

剋歸洛、申剋着衣冠參大殿、次向尊重寺、今日依相公(平親信)遠忌也、

次參宮、及深更退出、

十三日、甲申 早且參大殿、次參殿、次參宮、自內依有御消息參

大殿、即以歸參申御返事、次退出、入夜歸參宿侍、

十四日、乙酉 早且退出、參內裏、巡檢之後退出、「次參大殿、

次歸了、

十五日、丙戌 今日依遠忌不出仕、

十六日、丁亥 早且參宮、次參兩殿、午後退出、

十七日、戊子 早且參關白殿、次參大殿、次參宮、申剋依大殿召

參齋院、大殿參御、依御物忌令立門外給、自去四月祭夜不例

御、而近日殊以發御、殆可及危急、頃之令落居給、仍歸御、

十八日、己丑 早且參兩殿、次參宮、今日齋院御心地尚以不例、

仍大殿令營參給、下官參上、臨昏退出、

入夜參關白殿、頸有御二禁、一兩日所令沃水給也、而今日更發御云々、仍所營參也、頃之參大殿、召御前、爲御使參關白殿、已臨夜半、仍宿侍、

十九日、寅、庚、今日終日祇候、早旦大殿渡御、午剋大殿令參齋院給、晚頭有所勞、仍退出了、

被造始御佛六躰、藥師、不動、大威德、千手、不空
綱索、延命、

被始御修法三壇、不動、藥師、不空綱索、

御讀經、藥師、仁王講、春日御社大般若、

今日有軒廊御卜云々、依齋院御惱也、

廿日、卯、辛、傳聞、今日齋院依病辭退令退出給、大殿・左大將令營參給、移御々車之間、殆如危急、即出御土左守有(藤原)佐朝臣宿所、其後令落居給云々、

廿一日、辰、壬、今日未明齋院渡御法成寺南座主房云々、傳聞、主

稅頭忠康朝臣・(丹波)盛親殿下御二禁加針了、其後尚依不快御、重

召成貞被加針了云々、(和氣)

廿三日、午、甲、今日關白殿被始行種々御祈禱云々、

廿五日、申、丙、今日有關白殿御上表事云々、

廿六日、酉、丁、今日御惱不快、仍有御諷誦云々、

下官自去十九日有所勞不參入、々夜相扶參入、頃之退出、

廿八日、亥、己、辰剋關白殿御惱危急之由、依有其告逐電參入、有

所々御誦經、兼亦諸社被奉御馬、又被造始御佛數躰、亦令剋

御頂髮給、座主令授戒給、事出密々不及披露、及于午剋御臨

終一定了、悲歎之至不存筆札、下官晡時退出、晚頭歸參、御

所在寢殿東北渡殿立廻御屏風、入夜供御燈(北面)云々、

廿九日、子、庚、今日次不冝、仍無雜事沙汰、供御膳如例云々

(土高坏)六本云々、又供御手水、已上民部大輔行信爲陪膳云々、今日參殿、

卅日、丑、辛、今日參殿、

養德三年 夏

宋右大弁源基總朝臣記

養德三年 夏 改康和元

四月

一日丙辰今日降雨辰刻初宿未刻去吳津

二日戊申早且宿中斜宿生田社造入夜

少雨頃之又晴

三日庚子早且急教入夜入浴先奉團白殿決本

大殿今日於齋院有和詔御遊交回奉御

四日壬寅今日不仕

或人未吉之中到許女御殿傷胎給懷妊之後

六十月也

時 範 記 卷 頭

五日丁午午刻奉大殿次奉殿次奉鳥羽殿入夜

六日庚辰今日於院被供奉尊勝陀羅尼始自

公卿至于下部調獻之請僧廿口僧云降明為

導師是則依世回不困御祈也大殿團白殿奉

御下官不奉依禪奉行事也入夜奉大殿

次奉宮次奉殿上

七日壬午已刻急東帶奉大殿午刻新大納言

左大將二位中納言被奉次奉御有御賀茂詣

定下官為執筆其儀見去年記定丁為御

使奉殿晚頭以

八日庚辰早且奉大殿次奉殿中刻奉宮依御准

佛也酉刻內御方御准佛一不司持奉山祇

御裝束了右大將二位中納言右典門督大宮

推大夫新宰相中將奉土御准佛儀如恒入

夜退

九日壬午早且奉大殿午刻奉殿末帶未刻新

大納言左大將二位中納言奉土殿下御被定

御賀茂詣事下官為執筆其儀如恒定

依你奉大殿決定文中刻奉齋院先是新

時 範 記